

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものがあります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

席 番 号	
-------------	--

記入者名（受験者名）

I. 次の1. から15.までの文章で、正しいものには○印を、そうでないものには×印を()内に記入しなさい。

1. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならぬ。(道路運送法施行規則第12条)

()

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に3年従事した者を安全統括管理者に選任することができる。(運輸規則第47条の5)

()

3. 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。(運輸規則第35条)

()

4. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。ただし、天災の場合のみ、この限りではない。(道路運送法第10条)

()

5. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をした場合は、その旨をすみやかに国土交通大臣に報告しなければならない。(道路運送法第30条)

()

6. 旅客自動車運送事業者は、日日雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任することができる。**(運輸規則第36条)** (X)
7. 統括運行管理者は、法令に定める方法で行つた日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。**(道路運送車両法施行規則第32条)** (X)
8. 事業者は、法令及び告示の規定による運送引受書の写しを当該運送終了の日から一年間保存しなければならない。**(運輸規則第7条の2)** (O)
9. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。**(運輸規則第2条)** (O)
10. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携行しなければならない。**(運輸規則第50条)** (O)
11. 事業者は、整備管理者を選任したときは、その日から十五日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。**(道路運送車両法第52条)** (O)
12. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。**(道路運送法第2条)** (X)
13. 事業者は、運行の主な経路における観光地及び公共施設の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。**(運輸規則第28条)** (X)
14. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設を変更した場合、遅滞なく、届出しなければならない。**(道路運送法施行規則第66条)** (O)
15. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。**(道路運送法第36条)** (O)

II. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第9条)

国土交通大臣は、事業者の運賃及び料金が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、(セ) を定めてその運賃及び料金を変更すべきことを命ずることができる。

- ・(イ) 事情に照らして著しく不適切であり、旅客の (エ) するおそれがあるものであるとき。
- ・特定の旅客に対し不当な (ス) 取扱いをするものであるとき。
- ・他の事業者との間に不当な (サ) を引き起こすおそれがあるものであるとき。

ア. 条件	イ. 社会的経済的	ウ. 公共の福祉	エ. 利益を阻害	オ. 需要
カ. 違反	キ. 優先的	ク. 変更	ケ. 協議会	コ. 連携
サ. 競争	シ. 利便を向上	ス. 差別的	セ. 期限	ゾ. 適合

III. 一般貸切旅客自動車運送事業者の使用する自動車の事故に関する報告のうち「速報」に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条)

- ・事業者等はその使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、省令の規定によるほか、電話その他適当な方法により、(ケ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局长に速報しなければならない。
- ・自動車が転覆し、(ソ) し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの
- ・(ニ) 又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じたものであつて次に掲げるもの
- ・(ア) に1人以上の重傷者を生じたもの
- ・(オ) 以上の死者を生じたもの

ア. 旅客	イ. 故障	ウ. 1時間	エ. 追突	オ. 1人
カ. 5人	キ. 30日	ク. 15日	ケ. 24時間	コ. 死者
サ. 怪我人	シ. 重傷者	ス. 運転者	セ. 歩行者	ゾ. 転落

IV. 次の文中的（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して（ ）間保存しなければならない。 (運輸規則第3条)

答. 一年

2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその（ ）を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 (道路運送法第8条)

答. 更新

3. 一般旅客自動車運送事業者は、その（ ）を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。 (道路運送法第33条)

答. 名義

4. 事業者は、法令の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、（ ）を納付する義務を負う。 (道路運送法第43条の15)

答. 負担金

5. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。 (道路運送車両法第47条)

答. 保安基準

V. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の標準適用方法を用いて運賃を計算する場合、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を () 内に記入しなさい。

(一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法)

- ① キロ制運賃の走行距離は、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離は含まない。 (×)
- ② 走行距離の端数は、10キロ未満は切り捨てる。 (×)
- ③ ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から運賃以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。 (○)
- ④ 走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算する。 (○)
- ⑤ 小型車の区分の基準は、車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下である。 (○)

VI. 旅客自動車運送事業の運行に関する状況の把握のための体制の整備に関する次の文中、1から5の () 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、答. _____ に記号を記入しなさい。

(運輸規則第21条の2、解釈・運用通達)

- ・旅客自動車運送事業者は、法令その他の (1) に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるよう、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならないが、この趣旨は、旅客自動車運送事業者が、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に、乗務員に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、乗務員に対する指示等を (2) 行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に (3) 等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、事業用自動車の運行中少なくとも一人の (4) は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の (5) に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに (3) 等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならない。

ア. 簡易的	イ. 領収書の発行	ウ. 整備管理	エ. 運転業務	オ. 輸送の安全
カ. 運送約款	キ. 適正かつ確実	ク. 労働時間	ケ. 運行の中止	コ. 代表者
サ. 運行管理者	シ. 事業計画変更	ス. 乗務員	セ. 点検作業	ソ. 整備管理者

(1) 答. オ (2) 答. キ (3) 答. ケ

(4) 答. サ (5) 答. エ